

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

令和3年9月16日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和3年9月16日（木）午前9時～ 本庁舎4階大委員会室

2 出席者

産業振興課 金井課長、黒澤主査、佐山主査補

3 件名

白井市産業用地確保検討調査（事前調査・可能性調査）業務に係る見込地の選定について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

- ・見込地として2か所を選定した理由は。
  - 同評価の候補地は複数あるが、既に地区まちづくり協議会が立ち上がるなどして事業化が進んでいる。また、既存の工業団地には物流倉庫の立地が増加してきていることから、道路問題の解決に構想道路への期待が高まり、構想道路沿道地区が候補となった。
- ・調査業務完了後のスケジュールは。
  - 地権者をまとめて、市が地権者を支援する形でサウンディング型市場調査を実施し、民間開発を誘導する。なお、1か所については、IC周辺検討地区が敷地の一部にかかっているため、整備には都市計画の変更などの手続きも必要となる。
- ・地権者には、事前に打ち合わせ等しているか。
  - 1か所についてはしていない。
- ・地権者が調査を断った場合の対応は。
  - 次点とした2か所から同様に進める。
- ・見込地の2か所いずれもデータセンターを誘致することは可能か。
  - データセンターの設置には特別高圧電力が必要不可欠であり、1か所は誘致できない。
- ・ほかの候補地のうちデータセンターが設置できる地区は見込地にならないのか。
  - すでに地権者がまとまり、サウンディング型市場調査を実施して、事業が進んでいる他の地区は見込地から除外した。
- ・次点の地区となった場合の業種は。
  - 物流系や商業系になる。
- （指示）
  - ・見込地の隣接地区と一体として進められるか検討すること。
  - ・必要に応じて県及び市のインフラ部門と調整すること。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

付議書(行政経営戦略会議)

部課名 市民環境経済部産業振興課

件名	白井市産業用地確保検討調査(事前調査・可能性調査)業務に係る見込地の選定について							
現状・課題	<p>後期基本計画では、「道路ネットワークを活かした沿道への企業誘致」及び「北千葉道路の整備進捗状況を踏まえたインターチェンジ周辺への産業機能の創出」を取り組み目標としているが、千葉NT事業用地は完売・既存の白井工業団地は空地が無く、現状では市街化区域には提供できる産業用地がない。</p> <p>そこで、新たな産業用地を創出するため、令和3年度は「白井市産業用地確保検討調査(事前調査・可能性調査)業務委託」を発注したところである。</p> <p>本業務委託は、まず、事前調査業務として産業用地の候補地(以下「候補地」という)を選定するとともに、各候補地について、現況の土地利用や法規制の状況等を踏まえて評価し、候補地の中から産業用地の見込地(以下「見込地」という)を2カ所選定する。次に、可能性調査業務として見込地について事業計画を策定し、その経済効果の検証等を実施するものである。</p> <p>なお、本業務委託は、千葉県立地企業補助金を活用し実施している。(補助率:可能性調査業務の2分の1、補助見込額2,048千円)</p>							
付議事案	目的	・可能性調査業務の実施にあたり、見込地(2カ所)を選定する。						
	対応方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前調査業務により選定した14カ所の候補地のうち、国道や県道に面し、構想道路の開通により交通利便性のさらなる向上が期待されるE地区とI地区について、見込地として仮決定する。</li> <li>・仮決定したE地区とI地区について、地権者の意向確認を行い、調査への同意が得られれば、見込地として決定し、可能性調査業務を実施する。</li> <li>・地権者の同意が得られなければ、次点の候補地(L,M地区)を見込地として決定する。</li> </ul>						
論点(決定を要する事項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・E地区、I地区を見込地として仮決定することについて</li> <li>・両地区の地権者の意向確認の実施及び同意が得られなかった際の対応について</li> </ul>							
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)								
スケジュール	令和3年9月中 令和3年9月～		意向確認・見込地の選定 可能性調査業務の実施 (事業計画等の策定、経済効果の検証、企業ニーズ調査等)					
	令和4年2月28日		事業完了					
	項目	有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)		
	条例規則	無		報道発表	無			
	議会説明	無		広報・HP等	無			
	市民参加	有	企業ニーズ調査、地権者との意見交換					
付議書公表	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 部分非 <input checked="" type="checkbox"/> 時限非 ( 令和4年2月28日 まで)							
参考情報	関係法令等							
	関係課 都市計画課、道路課、上下水道課、環境課							
	事業費 6,270 千円 (うち特定財源 2,048 千円)							
	カテゴリー	年代	全ての年代	場所	市内全域	目的	産業・雇用	手段

## 半導体・デジタル産業戦略について（要点）

## 1. 基本的考え方

- (1) 経済・社会・民主主義を支えるデジタル産業基盤の確保について、これまでエネルギーや食料の確保に講じてきた政策と同様、資本主義や自由貿易を重視しつつ、一般的な民間事業支援の枠を越え、国家事業として取り組む。
- (2) 米中技術覇権対立の中で、我が国の戦略的不可欠性と戦略的自律性を確保するため、我が国に根ざす事業者によるデジタル産業基盤の機能の定着を進めるとともに、グローバルサプライチェーンで我が国が中心的な役割・貢献を果たす地位を確立する。
- (3) 日本列島全体のスマートアイランド化を進め、世界的な課題であるデジタル化・グリーン化の同時達成を実現するとともに、イノベーションやシステムの世界展開・貢献を進める。

## 2. デジタル産業基盤の中核分野

- (1) デジタル産業基盤を、データを収集し、伝達し、処理し、記憶し、共有する基盤としてとらえ、半導体、データセンター・クラウドの一体的整備を図る。
- (2) 半導体については、失われた30年の反省と足下の地政学的変化を踏まえ、過去のレガシーが残存している間に、大胆な基盤強化を図り、産業発展の方向に舵を切り替える。
- (3) データセンターについては、その重要性に比して、これまで十分な立地整備の支援が実施されていないことに鑑み、計画的な整備や投資支援を進める。クラウドについては、今後拡大する産業・政府・インフラ分野に対応できる制度・事業者の確保を目指す。

## 3. 半導体分野の目指すべき方向性

- (1) 国家として必要となる半導体生産・供給能力の確保
  - ・先端ロジック半導体は、社会のあらゆる電子システムを制御し、データ駆動型経済を支える基盤デバイスであり、いわば「産業の脳」として重要であるが、我が国のミッシングピースの一つ。経済安全保障上の戦略的自律性の強化を図るため、海外ファウンドリーとの合弁工場の設立等を通じ、国内製造基盤を確保する。さらに次世代製造技術の国産化を進める。
  - ・我が国に存在する既存工場については、グローバルサプライチェーンを支える役割を果たしていくため、メモリ、センサー、パワー、マイコンのそれぞれについて、重要な半導体製造拠点の担い手とターゲットを見定め、大胆な刷新を進める。

## (2) デジタル・グリーン投資を支える設計開発

・5G、AI、自動運転、電動車、再エネ等のデジタル・グリーン投資の世界的な市場拡大をチャンスととらえ、ポスト 5G・Beyond 5G システムやグリーンイノベーション等を支える半導体設計・技術開発を強化する。

## (3) 装置・材料のチョークポイント技術強化。

・経済安全保障上の戦略的不可欠性の獲得・強化を図るため、世界の半導体エコシステム／サプライチェーンを支える製造装置・材料分野について、海外ファウンダリーとの共同技術開発等を通じて、チョークポイント技術を磨き上げる。

## 4. データセンター・クラウドの目指すべき方向性

(1) 我が国のデジタル化を支えるデータの集積地として、また、グローバルでビジネスを展開する事業者の利用するデータの集積地として、我が国におけるデータセンター立地を促進し、我が国がアジアの中核データセンター拠点となることを目指す。

(2) 産業・政府・インフラ用のクラウドについて、相互接続性と信頼性・安全性の高いサービスの確立、我が国に根ざしたプレーヤーの育成を目指す。

## 5. 今後のアクション

(1) これまでに措置したポスト 5G 基金 (2000 億円)、グリーンイノベーション基金 (2 兆円)、産業競争力強化法などを活用し、産業界のコミット・民間資金の活用を確保しつつ、出口を見据えた国家プロジェクト・基盤整備を迅速に進める。

(2) データセンターの国内での新規立地を進めるため、大規模なデータセンター集積地を整備すべく、総務省等の関係省庁と連携し、今後、以下を実施。

①データセンター集積地の要件整理 (電力・通信インフラ整備状況、災害リスク、交通、都市部からの距離など)

②候補地選定の進め方なども含めた立地計画を策定することを目指す。

③上記を踏まえ、必要に応じ、土地の造成や各種インフラ整備など、データセンター立地を促進する基盤整備を政府が支援。

(3) 半導体、データセンター、クラウド等のデジタル産業基盤が、21 世紀の経済・社会及び民主主義を支え、国民生活に必要な基盤であることに鑑み、デジタル産業基盤を構成する事業のうち、国家戦略として特に確保すべきものを、政府内の然るべきプロセスを経て特定し、通常の産業政策を越えた特例扱いの措置を講ずる制度の構築を検討する。

以 上